

○議長（茅沼隆文）

次に、日程第4 議案第4号 開成町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、人事院勧告及び神奈川県人事委員会の給与等に関する勧告に鑑み、職員の配偶者に係る扶養手当の額等の規定を整備したいので、開成町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を提案いたします。よろしく願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

細部説明を担当課長に求めます。

総務課長。

○総務課長（山口哲也）

それでは議案を朗読いたします。

議案第4号 開成町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、開成町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成29年3月7日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、条例の概要について、御説明いたします。

平成28年の人事院勧告において、配偶者等扶養手当の見直しが勧告されました。具体的には配偶者、父母等に係る手当を減額し、それにより生ずる原資を用いて、子に係る手当を増額するものです。

もう一件は、過去の人事院勧告で見直しが勧告されていた持ち家手当について、原則廃止とするものであります。原則と申しますのは、町内につきましては、有形無形の負担を考慮し、従来どおりの支給とするものであります。さらに町内の借家、借間については、現在の家賃補助額に5,000円を上乗せし、町内への居住を促進するものであります。

なお、各手当につきましては、議案に添付しております、参考資料を御確認いただければと思います。

この条例改正による影響額等について、御説明をいたします。いずれも平成29年1月現在の状況で御説明申し上げます。配偶者手当を受給している職員は24名、父母等が2名、子が53名です。今回の改正により、配偶者が年間86万4,000円の減、子が年間95万4,000円の増となり、手当総額では若干の増となる見込みです。

一方、住居手当ですが、現在、持ち家手当を受給している職員は35人、うち町内が19名、町外が16名とございます。この見直しによる影響額は、平成29年度は、57万6,000円の減、平成30年度では、118万8,000円の減となります。

次に、借家、借間、いわゆるアパート等に係る家賃補助です。アパート等、借家やに住まう職員は全部で25人、このうち町内のアパートは9人となっております。影響額としましては、年54万円ほどの増となりますが、先程の町外持ち家手当の減額で生み出される原資で賄うことが可能です。

1 ページ、おめくりください。

開成町条例第 号 開成町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

開成町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。右側が改正前、左側が改正後になります。

第7条です。扶養手当になります。第2号の特定機関を除き、月6,500円とするものです。子と孫で手当の額が異なることになるということから、ここで号を分割するものでございます。

第8条になります。扶養親族の届け出について規定するものであります。第7条第2項第3号を追加したことに伴う改正及び今後は配偶者の有無にかかわらず、手当の額は同一となりますので、配偶者の有無に係る届け出の部分削除するものとなります。

3 ページをご覧ください。第3項は一文となっていましたものを、分かりやすく号に区分するものでございます。

4 ページをお開きください。第8条の3、住居手当です。第2号は、持ち家手当を町内に限り支給する旨を定めるものです。

続いて、5 ページになります。第3項は、町内の借家、借間については、月額に5,000円を上乗せすることを定めるものとなります。

続いて附則になります。ここからは参考資料をご覧くださいながら、御説明を申しあげたいと思います。

まず、配偶者につきましては、平成29、30年度は、月額1万円、平成31年度以降は6,500円となります。

次に、父母等です。こちらにつきましては、現行と変更はございません。

最後が子になります。平成29、30年度は月額8,000円、平成31年度以降は1万円となります。

次に、資料の裏面をご覧ください。住居手当です。町内持ち家につきましては、現行と変更はございません。町外持ち家につきましては、平成29年度は3,000円の減額とし、平成30年度に廃止といたします。扶養手当、持ち家手当につきましては、激変緩和措置として、2カ年をかけて調整をしております。なお、借家、借間手当につきましては、町内に限り5,000円を上乗せするものとなっております。

説明は以上になります。よろしく願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

5番、石田議員。

○5番（石田史行）

5番議員、石田史行でございます。参考資料の2ページ目のところです。住居手当の見直しということで、これについてちょっと質問させていただきたいのですけれども、平成21年の人勧で、是正廃止措置の対象とされたわけでありまして、県などは速やかに対応されたと思うのですけれども、今回、見直しをされるということでありまして、この21年に人勧が出されてから、今日まで見直しがされなかったということの理由と。

それともう一つですけれども、平成21年の人勧ですね。これが段階的廃止ということの人勧自体が求めているのかどうか。それをまず確認させていただきたい。

○議長（茅沼隆文）

総務課長。

○総務課長（山口哲也）

まず、第1点目の御質問の住居手当、持ち家手当の廃止に係る経緯でございます。こちらにつきましては、職員組合との調整というものが大切になってまいります。こちらで時間がかかったということが1点ございます。

それから、平成21年の人事院勧告でございますが、これは段階的ではなく、廃止というもので勧告がなされたものでございます。

以上になります。

○議長（茅沼隆文）

石田議員。

○5番（石田史行）

御答弁ありがとうございました。分かりました。それで、平成21年の人勧で、段階的廃止ということをお願いしていたのかどうかということをおも確認させていただいた理由は、対照的に扶養手当の見直しにつきましては、資料によりますと、平成28年の人勧で段階的に見直しをなささいということなので、これはまさに人勧に沿った形の見直しで、これはよろしいかと思うのですね。だけれども、この今回、町外の持ち家手当につきましては、段階的廃止とされている。先程、激変緩和措置だということでありまして、対象者は16人程度でしたか。そんなにすぐなくしても構わないのではないかなと私は思うのですが、その辺の整合性ですね。考え方を確認したいと思います。

○議長（茅沼隆文）

総務課長。

○総務課長（山口哲也）

それでは、石田議員の御質問にお答えいたします。確かに町外の持ち家手当を受給している職員数はそんなに多くないというのが実態でございますが、ただ、最大一人月7,000円を受給している職員がいます。これを一気に廃止することになると、この影響がかなり大きいのではないかと、そういったところを考慮しまして、段階的な廃止と御提案させていただいているものになります。

○議長（茅沼隆文）

石田議員。

○5番（石田史行）

それは分からないでもないのですけれども、今回、町外持ち家手当というものを段階的に廃止していく、財源を持って、町内居住へのインセンティブを高めるために、町内の借家手当というものに、平成29年度から、5,000円の加算をしていくわけですよ。それは問題ないのかということですね。それを確認したいと思います。

○議長（茅沼隆文）

総務課長。

○総務課長（山口哲也）

それでは、石田議員の御質問にお答えいたします。

この段階的な廃止の影響額、先程、ちょっと御説明いたしましたが、平成29年度、町外の持ち家手当3,000円減額することによって、57万6,000円の減額となる。それに対して一方、町内の借家、借間を最大5,000円増とした場合の影響額といたしましては、54万円ほどということで、町外の持ち家を3,000円減らすことによって、29年度に一遍に5,000円上げたとしても、それは賄えるということになっております。

○議長（茅沼隆文）

ほかに質問ございますか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

ないようですので、質疑を打ち切り、討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第4号 開成町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（茅沼隆文）

着席ください。起立全員によって、可決いたしました。